

# 山梨県公報

第千九百四十九号

平成二十一年

五月二十一日

木 曜 日

## 目 次

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………一五五

## 公 告

一般競争入札について……………一五五

特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)……………一五七

土地改良区役員の退任及び就任……………一五七

## 教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定……………一五八

山梨県指定史跡の指定……………一五八

平成二十一年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………一五九

## 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一六一

技能検定員等審査の実施……………一六九

## 告 示

### 山梨県告示第百六十七号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 河川の名称 富士川水系 笛吹川

二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防

三 河川管理施設の位置 甲州市塩山三日市場字中川窪二千五百七番四地先から甲州市塩山三日市場字中川窪二千五百十五番一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 甲州市長 田邊篤
- 2 住所 甲州市塩山上於曾千四十番地

## 五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるもの及び裏法面であつて当該路肩の下方に位置するものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十一年五月二十一日から道路を廃止するとき又は堤坊の公用を廃止するときまで

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

統合サーバ機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に

参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する技術者を専任させることができる者であること。

5 共同企業体（以下「JV」という。）にあつては、構成員のすべてが1から4までに掲げる者であり、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

(一) JVの構成員数は三者以内であること。

(二) JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(三) JVの構成員が他のJVの構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課電子自治体担当 電話〇五五 二二三 一四一八

2 入札説明書の交付方法

この公告の翌日から平成二十一年六月八日（月）までの山梨県の休日を含め、これを除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の翌日から平成二十一年六月八日（月）まで（ただし、機能等証明書については、平成二十一年六月十五日（月）まで）の県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年七月二日（木）午後二時 山梨県庁（郵便番号四〇〇 八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年七月一日（水）午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すべし。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Computer equipment for Integrated Server System 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM July 2, 2009

3 Bureau in charge

Electronic Local Government Section, Information Policy Division, Planning  
Department, Yamanaishi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome  
Kofu-shi Yamanaishi-ken 400-8501 Japan TEL055-223-1418

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人認知症を正しく知る会「もっと・らくっと」

2 代表者の氏名 山本一雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市上野原三千五百八十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、尊厳ある社会を創る為に認知症の人・その家族・ケアに関わるすべての人が、もっと自分らしく、楽に生きていける為に、認知症を正しく理解し、その人らしい生活ができるように支援事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年五月十二日から平成二十一年七月十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 未来の荒川をつくる会  
2 代表者の氏名 堀内恒夫  
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市西下条町千三百三十番地  
4 定款に記載された目的  
この法人は、荒川及び荒川周辺の自然環境を守り、県民が安全かつ気軽に川と接することを可能とする環境整備を企画・立案し、提言するなどの活動を行う。この活動を通して、人と自然との共生を目指す社会作りの一翼を担い、もって山梨県の県土保全と県民の健康と福利厚生の上上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年五月十二日から平成二十一年七月十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人森造

2 代表者の氏名 木村浩昭

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千二百三番地四十六

4 定款に記載された目的

この法人は、八ヶ岳山麓地域の固有の森・本来の森を守り、育てる各種事業、及び森林資源の地産地消に関する各種事業を行い、調和・共生のとれた資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年五月十三日から平成二十一年七月十二日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤巻 義麿	甲斐市西八幡一八〇一 二	平成二十一年四月二十九日
監事	深澤 讓次	同 西八幡四三二八 一	同
同	鶴田 虎男	同 篠原九三八	同

二 就 任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小宮山千代三	甲斐市竜王新町一九六	平成二十一年四月三十日
監事	鶴田 重雄	同 篠原九七二	同
同	樋口 勝征	同 玉川三四一	同

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

有形文化財の部  
考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
甲府城跡 出土金箔	百二十点	築城期鯨瓦類	山梨県教育委	山梨県甲府市丸の内一	山梨県甲府市下曾根町

鯨瓦	員会	丁目六番一	一九二三番地
	号	山梨県立考	
		古博物館	

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

史跡名勝天然記念物の部

史跡

名称	員数	所 在 地	所有者	指 定 地 域
寺本麿寺跡		笛吹市春日居町寺本字道万町五十三番三、五十四番一、五十四番一、五十四番三、五十五番一、五十五番二、五十五番三、五十六番一、五十六番二、五十七番一、五十七番二、五十七番三、五十七番四、七十七番一、七十七番一、七十八番、七十九番一、七十九番二、八十番一、八十番二、八十三番一、八十三番二、八十三番三、八十四番一、八十四番二、八十五番一、八十五番二、八十六番一、八十六番二、八十七番一、八十八番一、八十九番一、二百四十二番一、二百四十二番二、二百四十二番三、二百四十二番四、二百四十三番一、二百四十三番二、二百四十三番三、二百四十三番四	笛吹市、山後字道万町五十三番三、藤英男、三森商店、三森弥生、三森功次、山下清、斎藤富秋、竹下邦彦、荻原明人、丸山清治、小林清、斎藤高文、山田邦彦、荻原美恵子、山下文子、寺本章一、小川勝男、山下信	ほか五十四番と道路四ヶ所一九五一六、三五平方メートル

六番、二百四十七番、二百四十八番、二百四十九番、二百五十番、二百五十一番、二百五十二番、二百五十三番、二百五十四番、二百五十五番、二百五十六番、二百五十七番、二百五十八番、二百五十九番、二百六十番、二百六十一番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番、二百六十七番、二百六十八番、二百六十九番、二百七十番、二百七十一番、二百七十二番、二百七十三番、二百七十四番、二百七十五番、二百七十六番、二百七十七番、二百七十八番、二百七十九番、二百八十年番、二百八十一年番、二百八十二年番、二百八十三年番、二百八十四番、二百八十五年番、二百八十六番、二百八十七番、二百八十八番、二百八十九番、二百九十年番、二百九十一年番、二百九十二年番、二百九十三年番、二百九十四番、二百九十五年番、二百九十六番、二百九十七番、二百九十八番、二百九十九番、三百番

● 平成二十二年山梨県公立高等学校入学選抜の基本事項について  
平成二十二年山梨県公立高等学校（大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を除く。）入学選抜の基本事項を次のとおり定める。  
平成二十一年五月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

全日制の課程における前期募集

一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

1 全日制普通科（コース及び単位制を含む。）については、募集定員の10%から30%の範囲（コースの指定については、普通科の率と同じとする。）

2 理数科、英語科及び文理科（以下、「専門教育学科」という。）については、募集定員の20%から40%の範囲

3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲

二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

三 出願の制限  
出願は、一人一校、一学科に限る。

四 出願期間  
平成二十二年一月十三日（水）、同月十四日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（金）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十二年一月二十六日（火）及び同月二十七日（水）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月二十八日（木）を含めて三日間とすることができる。

六 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十二年二月三日（水）午前九時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が事前に郵便等による交付の依頼をした場合には、郵便等により交付する。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十二年三月に卒業する見込みの者

二 出願資格

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十二年三月に修了する見込みの者

- 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十二年三月に修了する見込みの者
  - 4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十二年三月に修了する見込みの者
  - 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
  - 6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者
- 三 出願の制限
- 1 出願は、一人一校とする。
  - 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
  - 3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
  - 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
  - 5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間
- 平成二十二年二月十七日（水）、同月十八日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十九日（金）の午前九時から正午までとする。
- 五 学力検査
- 1 検査教科及び配点  
ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。  
イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。
  - 2 検査期日  
平成二十二年三月四日（木）
  - 3 検査時間  
国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。
- 六 選抜方法

- 1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。
  - 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。
- 七 入学許可予定者の発表
- 平成二十二年三月十一日（木）の午前十一時
- 全日制の課程における再募集
- 一 実施校
- 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
- 二 出願資格
- 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、国・公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。
- 三 出願の制限
- 1 出願は、一人一校とする。
  - 2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
  - 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
  - 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間
- 平成二十二年三月十一日（木）の午後一時から午後四時まで、同月十二日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（月）の午前九時から正午までとする。
- 五 検査
- 1 検査方法  
面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
  - 2 検査期日  
平成二十二年三月十六日（火）
- 六 選抜方法
- 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 七 入学許可予定者の発表

平成二十二年三月十八日（木）の午前十一時

定時制の課程における入学者選抜

一 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

二 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第一希望まで志望順位を付けることができる。

三 出願期間

平成二十二年二月十七日（水）、同月十八日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十九日（金）の午前九時から正午までとする。

四 検査

1 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成二十二年三月四日（木）及び同月五日（金）とする。

4 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

五 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表

平成二十二年三月十一日（木）の午前十一時

定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。

3 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第一希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十二年三月十五日（月）から同月十八日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十九日（金）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十二年三月二十三日（火）

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十二年三月二十五日（木）の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める「平成二十二年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項」による。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第四十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

一〇六	甲斐市大袋四六番地の三先(県道島上条宮久保絵見堂線(大袋バイパス)と市道大袋北裏線との十字路交差点)	双葉東小通学路	平成二〇年一月二三日 告示第一三四号
-----	--	---------	-----------------------

一〇六	甲斐市大袋四六番地の三先(県道島上条宮久保絵見堂線(大袋バイパス)と市道大袋北裏線との十字路交差点)	双葉東小通学路	平成二〇年一月二三日 告示第一三四号
一〇七	甲斐市竜地二、五〇六番地先(市道登美団地大屋敷線と市道希望ヶ丘線との十字路交差点)	双葉スマートIC入口	平成二二年五月二二日 告示第四五号

一三三	市道酒折神社東線	甲府市酒折三丁目一番二号先(萩原商店)から甲府市酒折二丁目一番一三号先(小野方)まで(七〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府五八・九・八五二号
-----	----------	---	------------	------------------	-------------

一三三	市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地六先(酒折駅北口広場入口)から甲府市酒折二丁目	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から	甲府平成二二年五月二一日 告示第四五号
-----	----	--------------------------------------	------------	--------------	------------------------

	一番一三号先(出光興産酒折給油所西側)まで(四五〇メートル)		九時まで	
--	--------------------------------	--	------	--

七七	市道	甲府市湯村三丁目四番二六号先(西山方)から甲府市湯村三丁目七番一〇号先(藤森方)まで(一〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府四九・四・一一六号
----	----	---	------------	------------------	-------------

七七	削除				甲府平成二二年五月二一日 告示第四五号
----	----	--	--	--	------------------------

二九四	市道朝日学校前通り線	甲府市美咲二丁目二番二三号先(山梨病院駐車場南側)から甲府市音羽町二番一三三号先(細野方)まで(九八五メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府平九・二・二七告示第一六号
-----	------------	--	------------	------------------	-----------------

二九四	市道	甲府市朝日三丁目一番一三三号先(山梨病院第四駐車場出入口)から甲府市音羽	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から	甲府平成二二年五月二一日 告示第四五号
-----	----	--------------------------------------	------------	--------------	------------------------

に改める。  
別表第三中



町二番一三号先まで (二、三〇〇メートル)	九時まで	
--------------------------	------	--

六三三 市道 朝日学校前通り線	甲府市美咲一丁目二番二〇号先(竹川商店南交差点)から甲府市美咲一丁目二番二三号先(山梨病院駐車場南側)まで(三〇メートル)	車両(軽車両、山梨病院駐車場利用者を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府 平九・二・二七 告示 第一六号
-----------------------	---	-----------------------	------------------	-----------------------------

六三三 市道	甲府市美咲一丁目二番二〇号先(竹川商店南交差点)から甲府市朝日三丁目一番一三号先(山梨病院第四駐車場出入口)まで(一一七メートル)	車両(軽車両、山梨病院駐車場利用者を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府 平成二一年五月二一日 告示第四五号
-----------	---	-----------------------	------------------	----------------------------

七〇三 県道南アルプス公園線	南巨摩郡早川町奈良田一、〇五〇番地先(開運隧道ゲート)から南アルプス市芦安芦倉一、六八五番地先(野呂川橋ゲート)まで(一八、〇〇〇メートル)	車両(路線バス、指定するタクシーを除く)	終日(六月二五日から一月九日までの間)	南ア 平六 告示第八一号
-------------------	--	----------------------	---------------------	--------------------

七〇三 県道南アルプス公園線	南巨摩郡早川町奈良田一、〇五〇番地先(開運隧道ゲート)から南アルプス市芦安芦倉一、六八五番地先(野呂川橋ゲート)まで(一八、〇〇〇メートル)	車両(路線バス、指定するタクシーを除く)	終日(六月二五日から一月九日までの間)	南ア 平六 告示第八一号
-------------------	--	----------------------	---------------------	--------------------

七〇四 市道	甲府市酒折三丁目一番一三号先から甲府市酒折三丁目二番一七号先(酒折駅北口広場出口)まで(三〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府 平二一年五月二一日 告示第四五号
-----------	--	------------	------------------	---------------------------

五四四 国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地先(ひばりヶ丘交差点・国道一三九号から主要地方道富士宮鳴沢線への左折導流部)(一三三メートル)	車両	車両進行 東から南へ終日	富士 吉田 平二一年三月五日 告示第一八号
---------------	---	----	-----------------	--------------------------------

五四四 国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地先(ひばりヶ丘交差点・国道一三九号から主要地方道富士宮鳴沢線への左折導流部)(一三三メートル)	車両	車両進行 東から南へ終日	富士 吉田 平二一年三月五日 告示第一八号
---------------	---	----	-----------------	--------------------------------

に改める。  
別表第四中

五四五	市道	甲府市酒折一丁目一番一〇号先(酒折駅南口広場)(一〇〇メートル)	車両	車両進行 口タリ 内西側 を時計回 り終日	甲府	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
五四六	市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地六先(酒折駅北口広場)(五六メートル)	車両	車両進行 口タリ 内東側 を時計回 り終日	甲府	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
五四七	県道甲府中央右左口線	中央市乙黒六七〇番地六先(旧乙黒交差点・県道甲府中央右左口線から新設の県道甲府中央右左口線への左折導流部)(一五メートル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	南甲府	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
五四八	市道	北杜市小淵沢町七三八番地先(市道西一級一四号と市道西一級一六号との十字路交差点左折導流部)(八メートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	北杜	平成二十一年五月二一日 告示第四五号

に改める。  
別表第十中

二、七二四	県道 葦崎櫛 形豊富 線	中巨摩郡玉穂村乙黒六七〇番地の六先(スナックサンロード前交差点)	四	南甲府 一五七・一・八
-------	-----------------------	----------------------------------	---	----------------

を

五、二七二	梨笛吹	笛吹市一宮町金田四二番地三先	二	笛吹	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
-------	-----	----------------	---	----	-----------------------

を

五、二六七	国道三〇〇号(旧道)	南巨摩郡身延町波高島三番地二先(丁字路交差点)	一	南部	平成二十二年三月五日 告示第一八号
-------	------------	-------------------------	---	----	----------------------

に

二、七二四	県道葦崎南アルプス中央線	中央市乙黒六七〇番地六先(サンロード前交差点)	一	南甲府	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
-------	--------------	-------------------------	---	-----	-----------------------

五、二六七	国道三〇〇号(旧道)	南巨摩郡身延町波高島三番地二先(丁字路交差点)	一	南部	平成二十二年三月五日 告示第一八号
五、二六八	市道	甲府市酒折三丁目一、二六六番地二先(酒折駅北口広場北側)	一	甲府	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
五、二六九	市道	甲府市朝日二丁目八番四号先	一	甲府	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
五、二七〇	県道一軒茶屋荊沢線	南アルプス市西南湖三二番地一先(峡西クリニツク南東側)	一	南アルプス	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
五、二七一	県道白井河原八田線	笛吹市石和町小石和一五七番地三先(梶原塗装工業前)	一	笛吹	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
五、二七二	梨笛吹	笛吹市一宮町金田四二番地三先	二	笛吹	平成二十二年五月二一日 告示第四五号

五、二七三	線					
市道		南都留郡西桂町小沼二、七九六番地一先（小沼造園北側）				
一						
大月						
平成二十一年五月二一日						
告示第四五号						

に改める。  
別表第十四中

一、六 〇四	県道上野原あきる野線	北都留郡上野原町上野原四、六九一番地先（岩崎方前交差点）から北都留郡上野原町桐原一、〇三九番地先（から沢橋南詰）までの両側	二、八〇〇	車両（けん引を除く。）	三〇	上野原	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----------	------------	---	-------	-------------	----	-----	---------------------

を

一、六 〇四	県道上野原あきる野線	上野原市上野原四、六九一番地先（五差路交差点）から上野原市桐原一、〇三九番地先（から沢橋南詰）までの両側	二、八〇〇	車両（けん引を除く。）	四〇	上野原	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
-----------	------------	--	-------	-------------	----	-----	-----------------------

に改める。  
別表第十五中

四六九	県道白井河原八田線	笛吹市石和町市部一、一五四番地先（笛吹警察署北交差点）から笛吹市石和町四日市場一、六五九番地の一先（四日市場	八五〇	車両	終日	笛吹	平成二十一年三月五日 告示第一八号
-----	-----------	--	-----	----	----	----	----------------------

交差点）までの両側

四六九	県道白井河原八田線	笛吹市石和町市部一、一五四番地先（笛吹警察署北交差点）から笛吹市石和町四日市場一、六五九番地の一先（四日市場交差点）までの両側	八五〇	車両	終日	笛吹	平成二十一年三月五日 告示第一八号
四七〇	県道新田松留線	上野原市新田七九五番地先（島田駐在所前交差点）から上野原市松留三九二番地一先（上野原高校入口交差点）までの両側	一、三六〇	車両	終日	上野原	平成二十一年五月二一日 告示第四五号

に改める。  
別表第十六中

九、八六三	農道	東八代郡一宮町竹原田一、〇四一番地先（岡幹所有畑北側・西進車両）	石和	告示第一号	平成二十一年五月二一日
九、八六四	農道	東八代郡一宮町竹原田八四八番地の一先（山口直樹所有畑南側・東進車両）	石和	告示第一号	平成二十一年五月二一日

を

九、八六三	削除	笛吹	平成二十一年五月二一日
-------	----	----	-------------

九、八六四	削除		笛吹	平成二十一年五月 二一日 告示第四五号
				告示第四五号

一〇、〇七五	市道	甲府市和戸町六三五番地先 (山梨学院大学和戸サブグラン ド北東角交差点南側・北進車両 )	甲府	平成二十二年 一二月一四日 告示第五一號
--------	----	---	----	----------------------------

一〇、〇七五	削除		甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	----	--	----	---------------------------

一〇、八四一	市道	甲斐市龍地二、五七四番地三先 (双葉サービスエリア北側丁字 路交差点・北進車両)	葦崎	平成一六年一 月一一日 告示第九二号
一〇、八四二	市道	甲斐市龍地二、四三五番地先 (双葉サービスエリア北側丁字路 交差点・南進車両)	葦崎	平成一六年一 月一一日 告示第九二号

一〇、八四一	削除		葦崎	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
一〇、八四二	削除		葦崎	平成二十二年五月 二一日

一一、三三三	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地 先(ひばりヶ丘交差点・南東側 左折導流部・南進車両)	富士吉 田	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
--------	------------	---	----------	--------------------------

一一、三三一	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地 先(ひばりヶ丘交差点・南東側 左折導流部・南進車両)	富士吉 田	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
--------	------------	---	----------	--------------------------

一一、三三三	市道	甲府市酒折二丁目一番一〇号先 (酒折駅南口広場)	甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	----	-----------------------------	----	---------------------------

一一、三三三	市道	甲府市酒折三丁目一番一七号先 (酒折駅北口広場西側)	甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	----	-------------------------------	----	---------------------------

一一、三三四	市道	甲府市山宮町一、三三六番地一 四先(丁字路交差点・南進車両 )	甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	----	---------------------------------------	----	---------------------------

一一、三三五	県道甲 府中央 線 右左口	中央市乙黒六七〇番地六先(十 字路交差点・北東側左折導流部 ・東進車両)	南甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	------------------------	--	-----	---------------------------

一一、三三六	市道	中央市布施一、三五七番地先 (株ミツウコ山梨支店南東角丁 字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十二年五月 二一日 告示第四五号
--------	----	--	-----	---------------------------

一一、三三七	市道	中央市西花輪三、〇〇五番地三 先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十二年五月 二一日
--------	----	----------------------------------	-----	-----------------

一一、三三八	市道	北杜市小淵沢町七三八番地先（ 十字路交差点・南進車両）	北杜	告示第四五号
一一、三三九	市道	北杜市小淵沢町七五一番地先（ 十字路交差点・北西側左折導流 部・北進車両）	北杜	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四〇	市道	北杜市白州町白須一、八八七番 地一〇先（十字路交差点・東進 車両）	北杜	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四一	市道	北杜市白州町白須一、八八七番 地二先（十字路交差点・西進車 両）	北杜	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四二	市道	北杜市白州町白須一〇、四〇三 番地先（十字路交差点・東進車 両）	北杜	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四三	市道	北杜市白州町白須一〇、一一八 番地先（十字路交差点・西進車 両）	北杜	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四四	町道	西八代郡市川三郷町大塚三四五 番地三先（株マルエスフリージ ングジャンクシヨンの北東側十字 路交差点・東進車両）	鵜沢	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四五	町道	西八代郡市川三郷町大塚三〇八 番地六先（株マルエスフリージ ングジャンクシヨンの北東側十字 路交差点・西進車両）	鵜沢	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四六	町道	西八代郡市川三郷町大塚四、七	鵜沢	平成二十一年五月

一一、三四七	町道	南巨摩郡鵜沢町一、七六六番地 先（鵜沢中入口交差点・東進車 両）	鵜沢	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四八	町道	南巨摩郡鵜沢町一、五六九番地 先（鵜沢中入口交差点・西進車 両）	鵜沢	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三四九	町道	西八代郡市川三郷町大塚一、〇 六一番地先（丁字路交差点・西 進車両）	鵜沢	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五〇	市道	笛吹市御坂町上黒駒一、六二五 番地一先（十字路交差点・北進 車両）	笛吹	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五一	市道	笛吹市御坂町上黒駒一、六〇四 番地一先（十字路交差点・南進 車両）	笛吹	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五二	市道	笛吹市一宮町狐新居二七番地 一先（丁字路交差点・北進車両）	笛吹	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五三	市道	笛吹市一宮町金田五二番地先（ 小泉齒科医院南側十字路交差点 ・東進車両）	笛吹	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五四	市道	笛吹市一宮町金田四二番地三先 （十字路交差点・西進車両）	笛吹	平成二十一年五月 二二日 告示第四五号
一一、三五五	市道	笛吹市一宮町坪井二〇四番地三	笛吹	平成二十一年五月

一一、三五六	市道	山梨市歌田二六番地先(セブンイレブン山梨歌田店西側十字路口交差点・南進車両)	日下部	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三五七	市道	山梨市歌田二六一番地先(エスポワールヒカワ北側十字路口交差点・西進車両)	日下部	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三五八	市道	山梨市歌田四九四番地の二先(十字路口交差点・東進車両)	日下部	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三五九	市道	山梨市上神内川一、二八六番地の六先(十字路口交差点・西進車両)	日下部	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三六〇	市道	山梨市上神内川一、三八七番地の一〇先(タウンハイツアスカA南側十字路口交差点・東進車両)	日下部	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三六一	市道	大月市猿橋町藤崎一、〇二九番地七先(丁字路交差点・西進車両)	大月	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三六二	町道	南都留郡西桂町小沼八三三番地一先(中央道カールバート大月五九西側丁字路交差点・西進車両)	大月	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三六三	市道	上野原市野田尻八五四番地先(変則十字路口交差点・東進車両)	上野原	平成二十一年五月二一日 告示第四五号

一一、三五二	市道 志田中通り線	甲斐市志田六六四番地先(志田交差点)から甲斐市志田六四五番地一先(ラザウオーク甲斐双葉南側交差点)までの両側	二五〇	車両	終日	葦崎	平成二十一年三月五日 告示第一八号
一一、三五三	市道	甲斐市酒折一丁目一〇号先(酒折駅南口広場)	一〇〇	車両	終日	甲府	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
一一、三五四	市道	甲斐市酒折三丁目一〇五番地六先(酒折駅北口広場)	五六	車両	終日	甲府	平成二十一年五月二一日 告示第四五号

に改める。  
別表第三十の二中

に改める。  
別表第十七中

を

一六	市道	笛吹市石和町松本一七七番地 八先（石和温泉駅前広場東側 ・路線バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区間された部分）	終日	市営路線バス	笛吹	平成二〇年 五月八日 告示第五八号
----	----	---	----	--------	----	-------------------------

一六	市道	笛吹市石和町松本一七七番地 八先（石和温泉駅前広場東側 ・路線バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区間された部分）	終日	市営路線バス	笛吹	平成二〇年 五月八日 告示第五八号
----	----	---	----	--------	----	-------------------------

一七	市道	甲府市酒折一丁目一番一〇号 先（酒折駅南口広場・タクシ ー乗降場六メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	タクシ	甲府	平成二二年 五月二二日 告示第四五号
----	----	--	----	-----	----	--------------------------

一八	市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地 六先（酒折駅北口広場・タク シー乗降場六メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	タクシ	甲府	平成二二年 五月二二日 告示第四五号
----	----	---	----	-----	----	--------------------------

に改める。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十一日

- 一 審査の種類
  - 1 技能検定員審査
    - 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査
    - 2 教習指導員審査
      - 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
  - 2 審査日時及び場所
    - 1 審査日時
      - 平成二十一年六月二十二日（月）、六月二十四日（水）及び六月二十六日（金）の午前九時から午後五時まで
    - 2 審査場所
      - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
  - 三 受付期間及び場所
    - 1 期間
      - 平成二十一年五月二十五日（月）から平成二十一年六月五日（金）まで
    - 2 場所
      - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
  - 四 審査内容
    - 1 技能検定員審査
      - 技能検定に関する技能及び知識
    - 2 教習指導員審査
      - 教習に関する技能及び知識
  - 五 審査手数料
    - 1 技能検定員審査
      - (-) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円
      - (二) 普通自動車免許  
二万五百円

- (三) 特定第一種運転免許  
一万四千円
  - (四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円
  - 2 教習指導員審査
    - (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円
    - (二) 普通自動車免許  
一万二千百五十円
    - (三) 特定第一種運転免許  
九千五百円
    - (四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
  - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。  
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。  
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。